写

江田島市告示第５４号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第２０条の５の２及び江田島市税条例（平成１６年江田島市条例第４４号。以下「条例」という。）第１８条の２第１項の規定に基づき，法及び条例に基づく申告，申請，請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）のうち，次に掲げる地域に住所，主たる事務所，事業所等を有する納税者に係るもので，その期限が平成３０年７月５日以降に到来するものについては，条例第２３条に規定する法人市民税及び条例第９２条に規定する市たばこ税につき，その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

平成３０年７月２６日

江田島市長　明　岳　周　作

指　定　地　域
広島市安芸区，呉市，竹原市，三原市，尾道市，東広島市，江田島市，安芸郡府中町，安芸郡海田町，安芸郡熊野町，安芸郡坂町